

第2 安全で安心な食品の生産及び供給

1 食品の衛生管理の推進

■ 現 状

食品の安全性を確保するためには、農産物や畜産物、水産物などの生産から食品の製造・加工、流通・販売までのフードチェーン全体を通じて、食品関係事業者が自らの責任において途切れない衛生管理対策を講じることが重要となっています。

農業生産段階においては、農業経営の改善や効率化だけでなく、食品安全の確保や環境の保全、労働安全、人権保護にも繋がる国際水準GAPの導入を進めるため、関係者への普及啓発に加え、指導員の育成や推進体制の整備を進めています。

また、食品の製造又は加工における衛生管理の手法については、HACCPが国際標準として広く普及しており、日本においても、HACCPに沿った衛生管理が制度化されています。道では、道内の食品等事業者の規模に合わせHACCPに沿った衛生管理の取組が適切に行われるよう技術的支援を行うほか、民間事業者との協働により、HACCPによる高度な衛生管理を実施している施設を認証する「北海道HACCP自主衛生管理認証制度」（以下「北海道HACCP」という。）を実施し、食品製造施設、販売施設、大量調理施設のHACCPの取組を支援しています。

卸売市場では、「荷受・卸売・仲卸・配送」の各段階における品質管理の高度化や低温（定温）管理・多温度帯管理施設、衛生施設等の計画的な整備・配置に取り組んでいます。

食品の安全性を確保するためには、行政による立入検査や食品等の検査などによる検証と併せて、食品関係事業者自らの責任による自主衛生管理の取組が不可欠です。そのためには、行政が自主衛生管理の取組の推進に向けて普及啓発を進めるとともに、食品関係事業者に対し指導支援していく必要があります。

■ 令和5年度（2023年度）に講じた施策

生産段階における衛生管理の推進

- ・国際水準GAPの導入を促進するため、農業者向け研修会の開催、指導者の育成、指導体制の整備、農業者等のGAP認証取得費用の支援を行いました。（食品政策課）
- ・家畜及び家きんを飼養する農場に対し、飼養衛生管理指導等計画に基づき、飼養衛生管理基準の徹底について指導を行いました。（畜産振興課）
- ・水産物について、「北海道産地市場衛生管理マニュアル」に基づき、産地漁協における荷捌施設等の自主的な衛生管理意識の向上に努めました。「産地市場衛生管理高度化点検」を計画的に実施し、産地市場の衛生管理の向上に努めました。（成長産業課）

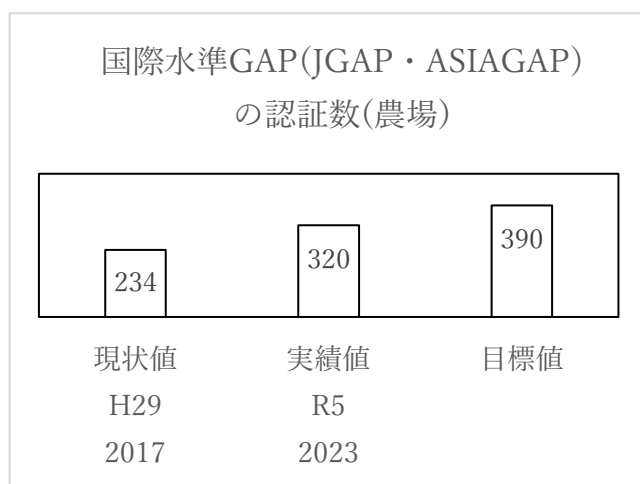
製造・加工、流通・販売段階における衛生管理の推進

- ・食品製造加工等の施設への立ち入りを行った際、自主検査の実施やHACCPに沿った衛生管理の取組を確認するとともに、自主衛生管理の推進に努めるよう啓発しました。（食品衛生課）
- ・北海道HACCPについて、食の安全性確保等に関する機関誌やガイドブックを作成し、ホームページへの掲載のほか、消費者等への配付により、制度を周知・普及しました。また、認証された事業者をホームページで紹介し、消費者等へ情報提供を行いました。（食品衛生課）

- ・関係団体が実施する巡回指導活動に保健所職員が同行し、必要な指導を行うなどの支援を行いました。（食品衛生課）
- ・道総研産業技術環境研究本部食品加工研究センターにおいて、微生物の取扱いや衛生管理、品質管理等の基礎的技術に関する食品微生物管理技術講習会を3日間の日程で開催し、初心者を対象に微生物制御等の講義や、実習を行い、食品企業等の品質・衛生管理の向上に努めました。（科学技術振興課）
- ・道総研産業技術環境研究本部食品加工研究センターにおいて、現地技術指導を実施し、衛生管理に関する現地技術指導を実施し、食品企業の製造現場における課題解決に努めました。（科学技術振興課）
- ・道総研産業技術環境研究本部食品加工研究センターで技術相談を実施しました。（科学技術振興課）
- ・道立オホーツク圏及び十勝圏地域食品加工技術センターの管理運営や試験研究等を支援するとともに、地域経済の活性化を図るため、技術普及講習会及びセミナー等を開催しました。また、技術相談や現地指導を実施しました。（食産業振興課）
- ・輸出先国・地域の規制に対応した施設及び体制の整備を支援しました。（食品政策課）
- ・国の交付金を活用し、卸売市場の冷蔵倉庫整備を支援しました。（中小企業課）

■ 今後の課題

- ・農産物の生産、食品の製造・加工段階におけるGAPの導入やHACCPに沿った衛生管理の導入、卸売市場での品質管理の向上などのためには、引き続き、フードチェーン全般にわたる自主衛生管理の推進を図ることが必要です。（食品政策課、畜産振興課、成長産業課）
- ・国は、令和4（2022）年3月9日に「我が国における国際水準GAPの推進方策」を策定し、「令和12（2030）年までにほぼ全ての産地で国際水準GAPが実施されるよう、現場での効果的な指導方法の確立や産地単位での導入を推進」することとしており、道としても道内の全ての生産現場における国際水準GAPの実践に向けた取組が必要です。（食品政策課）
- ・輸出に取り組む事業者の衛生管理基準の普及を図るため、引き続き輸出先国・地域の規制に対応した施設及び体制の整備の支援が必要です。（食品政策課）
- ・卸売市場における品質管理及び衛生管理の高度化を促進するため、引き続き卸売市場施設の整備に対する支援が必要です。（中小企業課）



2 農産物等の安全及び安心の確保

(1) クリーン農業及び有機農業の推進

ア クリーン農業の推進

■ 現 状

道では、平成3年度(1991年度)から土づくりに努め化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめるなど、環境との調和に配慮したクリーン農業を推進しており、一定の基準を満たした農産物にYES!cleanマークを表示する表示制度を推進してクリーン農業の消費者等への普及に取り組んでいます。

国は令和3年5月に「みどりの食料システム戦略」を策定し、農林水産業のCO₂ゼロエミッション化、化学農薬の使用量(リスク換算)50%低減、化学肥料の使用量の30%低減を目標に掲げ、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現することとしており、本道においても、引き続き化学肥料や化学合成農薬の使用削減のほか、温室効果ガスの発生を効果的に抑制する技術の開発と普及に取り組んでいく必要があります。

近年、YES!clean表示制度に参加する生産者集団や作付面積が減少傾向にあることから、消費者、流通企業等の理解、認知度を高め、流通・消費の拡大を図る必要があります。

■ 令和5年度(2023年度)に講じた施策

クリーン農業技術の開発と普及

- ・道総研農業研究本部と連携し、クリーン農業を支える化学肥料や化学合成農薬の使用を削減する栽培技術等の開発に取り組み、令和5年度新たに3件の栽培技術を開発しました。(食品政策課)
- ・農業者がクリーン農業を円滑に導入できるよう農業改良普及センターによる実証ほの設置及び技術検討会を開催しました。(食品政策課)
- ・「北海道施肥ガイド2020」を活用し、適正な施肥を普及・指導しました。(食品政策課)

クリーン農産物の生産・流通・消費の拡大

- ・北海道クリーン農業推進協議会と連携し、市町村やJAに対してYES!clean表示制度への登録を推進したほか、農業改良普及センターによる指導・助言を実施しました。(食品政策課)
- ・北海道クリーン農業推進協議会と連携し、消費者向けのパネル展や出前講座等において、イメージキャラクターの着ぐるみや普及啓発DVD、PR資材を活用したPR活動を実施するとともに、クリーン農業への理解を深めた方にYES!cleanサポーター会員証を交付しました。(食品政策課)

クリーン農業への理解促進

- ・高校等を対象とした出前講座を実施しました。(食品政策課)
- ・クリーン農業への理解を深めた方にYES!cleanサポーター会員証を交付しました。(食品政策課)

クリーン農業を推進するための農業生産基盤の整備

- ・国の事業などを活用しながら、家畜の飼養規模に応じた堆肥舎などの施設整備を促進しました。
（畜産振興課）

■ 今後の課題

- ・国は、令和3（2021）年に食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するみどりの食料システム戦略を策定し、2050年までに持続可能な食料システムの構築を目指して環境負荷軽減の取組を推進しており、道としても国の戦略を踏まえ、本道農業が持続的に発展し、我が国最大の食料供給地域として食料自給率の向上に寄与し、国民の食を支える役割を果たしていけるよう、引き続き、クリーン農業の取組を広めていく必要があります。（食品政策課）
- ・クリーン農業の価値を消費者に改めてアピールすることによって YES!clean 農産物の需要を増やし、生産量や生産面積を増加させる必要があります。（食品政策課）

YES!clean 表示制度の概要

道内で生産された農産物を対象に、農産物ごとに定められた化学肥料・化学合成農薬の使用の削減など、一定の基準を満たした生産集団が生産・出荷する農産物に、「YES!clean マーク」を表示し、併せて化学肥料の使用量や化学合成農薬の成分使用回数などの栽培情報を消費者へ知らせる道独自の制度です。

北海道クリーン農業推進協議会が定める「北のクリーン農産物表示要領」に基づいており、平成12年に制度がスタートし、16年産からは全道一律の数値基準に基づいた登録を行っています。



北海道安心ラベル

生産集団名 □□□□□□□□□□
 代表者名(任意) □□□□□□□□
 登録番号 第□□□□□□□号
 連絡先 □□□□□□□□□□
 住所 □□□□□□□□□□
 電話番号 □□□□□□□□
 化学肥料使用量(窒素成分/10a) ○kg以下
 慣行レベルとの比較 ○割以上減
 化学合成農薬成分使用回数 ○回以下
 慣行レベルとの比較 ○割以上減
 集団URL等(任意)

北海道クリーン農業推進協議会
<http://www.yesclean.jp/>

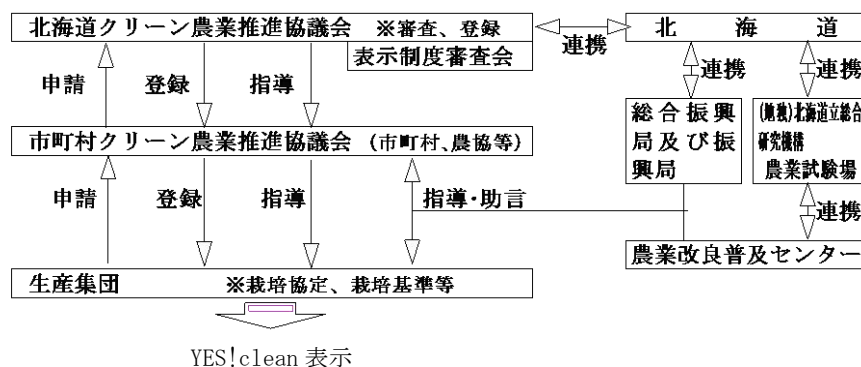
〈YES!clean 農産物の要件〉

- 1 道内で生産されていること。
- 2 総窒素・化学肥料使用量、化学合成農薬使用回数など登録基準(※)に適合していること。
- 3 生産集団の定める栽培基準に基づいて生産されていること。
- 4 他の農産物と分別収穫・保管・出荷されていること。

※ 登録基準

栽培方法	堆肥等の投入による土づくりに努め、化学肥料や化学合成農薬の使用を最小限にとどめる栽培とする。
たねや苗	遺伝子組換えのものを使用しないこと。
肥料及び化学肥料	定期的に土壌診断を実施。土壌診断に基づく肥料の投入量が使用基準を満たすこと。
農薬	法律や道の使用基準に従った農薬を使っていること。農薬の使用成分の使用回数が基準を満たしていること。
その他の基準	水稲は、有人航空防除をしないこと。 ばれいしよは、茎葉枯凋剤を使用しないこと。

〈登録手続き等の流れ〉



イ 有機農業の推進

■ 現 状

化学肥料や化学合成農薬を使用しないことを基本とする有機農業は、環境への負荷をできるだけ低減した農業生産方式であり、環境保全型農業を推進するための先導的な役割を担っています。また、有機食品市場は、環境保護や健康志向の高まりなどにより国内外で拡大しており、有機農業を本道の重要な農業形態の一つとして位置づけ、積極的に推進し、持続可能な農業の確立や道産農産物のブランド化を図っていくことが必要です。

一方、有機農業は、慣行栽培に比べ、除草などの作業に多くの手間を必要とすることや、収量を確保する技術の習得が難しいこと、価格が高くなるため実際の購買行動につながりにくく生産者側が販路を開拓する必要があること、地域の有機資材を地域内で調達し循環させることなどが課題となっています。

このため、道では、令和4年3月に北海道有機農業推進計画（第4期）を策定し、この計画に基づき有機農業を推進しています。

■ 令和5年度（2023年度）に講じた施策

有機農業技術の開発・普及

- ・道総研農業研究本部と連携し、有機農業技術の開発普及を進めました。（令和5（2023）年度は4つの技術試験研究を実施。）（食品政策課）
- ・農業改良普及センターの有機担当主査の活動を通じ、営農指導・情報提供を実施しました。（食品政策課）

有機農業への参入・定着の促進

- ・振興局単位で有機農業ネットワーク主催の販売会等を実施するとともに、有機農業者等の全道交流会を実施し、有機農業者間のネットワーク強化や情報の共有を実施しました。（食品政策課）
- ・有機加工食品（乳製品）を生産販売するためのガイドとなるよう「有機農業への転換の手引き」を作成しました。（食品政策課）
- ・農業大学校において、有機農業に関する講義を実施し、学生等への有機農業への理解醸成を図りました。（食品政策課）
- ・道ホームページにおいて、有機農業に関する支援制度を情報提供しました。（食品政策課）

有機農業を核とした新たな展開

- ・地域における有機農業ネットワーク活動において有機農業就農希望者も対象にしたセミナー等を開催するなど、地域の有機農業ネットワークへの参加を促進しました。（食品政策課）
- ・全道交流会においてネット販売を行う流通事業者との個別相談会を実施し、有機農業者のeコマースに対する理解醸成を図りました。（食品政策課）

販路の確保

- ・有機農業に関する様々な情報をホームページで発信することにより、有機農業への理解醸成を図りました。（食品政策課）

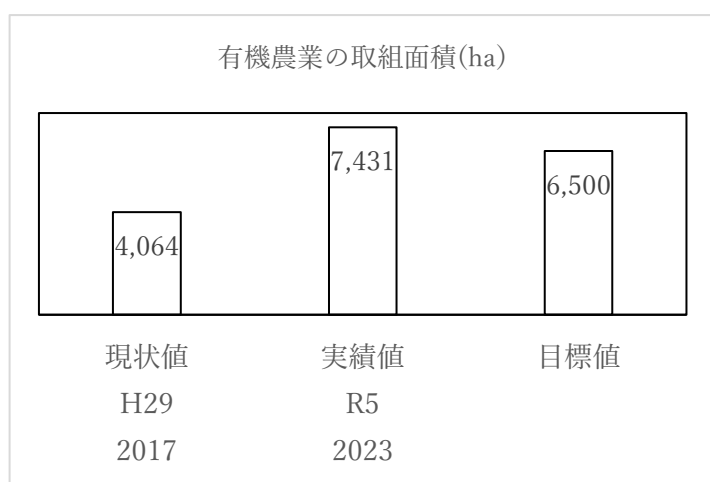
- ・有機農業者と道内外の流通事業者とのマッチング相談会を開催し、販路の拡大を図りました。
（食品政策課）

理解の醸成

- ・道ホームページにおける情報発信により、有機農業への理解醸成を図りました。（食品政策課）
- ・道議会食堂において有機野菜を使用した特別メニューを提供し、有機農業への理解醸成を図りました。（食品政策課）

■ 今後の課題

- ・国は、令和3（2021）年に策定したみどりの食料システム戦略において、2050年までに耕地面積に占める有機農業の取組面積を25%、100万haに拡大する意欲的な目標を掲げています。道としても、有機農業を環境保全型農業の先導的な役割を果たし、SDGsやゼロカーボン北海道の達成にも貢献するものと位置づけており、令和4年3月に策定した「北海道有機農業推進計画（第4期）」に掲げる「有機農業の取組拡大」、「有機農業技術の開発・普及」、「有機農産物等の販路拡大」、「有機農業への理解醸成」の4つの推進方針に基づき、各般の取組を着実に進めていくことが必要です。（食品政策課）



(2) 遺伝子組換え作物の栽培による交雑及び混入の防止

■ 現 状

遺伝子組換え技術は、医薬品や工業用酵素等の製造に活用されていますが、遺伝子組換え技術を用いた農産物や食品に対しては、多くの道民が不安を抱いていることから、道では、平成17年度に「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」（以下「GM条例」という。）を制定しました。本条例では、遺伝子組換え作物の開発等に係る産業活動と一般作物に係る農業生産活動との調整を図りつつ、遺伝子組換え作物と一般作物との交雑・混入を防止するため、食用、飼料用に供する遺伝子組換え作物の開放系での栽培に必要な手続等を定めました。

今後とも、GM条例の内容を広く周知しながら、社会情勢の変化などを踏まえた適切な対応が求められています。

■ 令和5年度（2023年度）に講じた施策

条例の周知と栽培計画の把握

- ・ GM条例の内容などを道のホームページに掲載するとともに、「食の安全・安心をめぐる情勢」を活用し、各種講習会等で道民に周知しました。（食品政策課）
- ・ 関係機関・団体等と連携して、道内における開放系での遺伝子組換え作物の栽培計画調査を実施しました。（食品政策課）

遵守事項の徹底と立入検査の実施

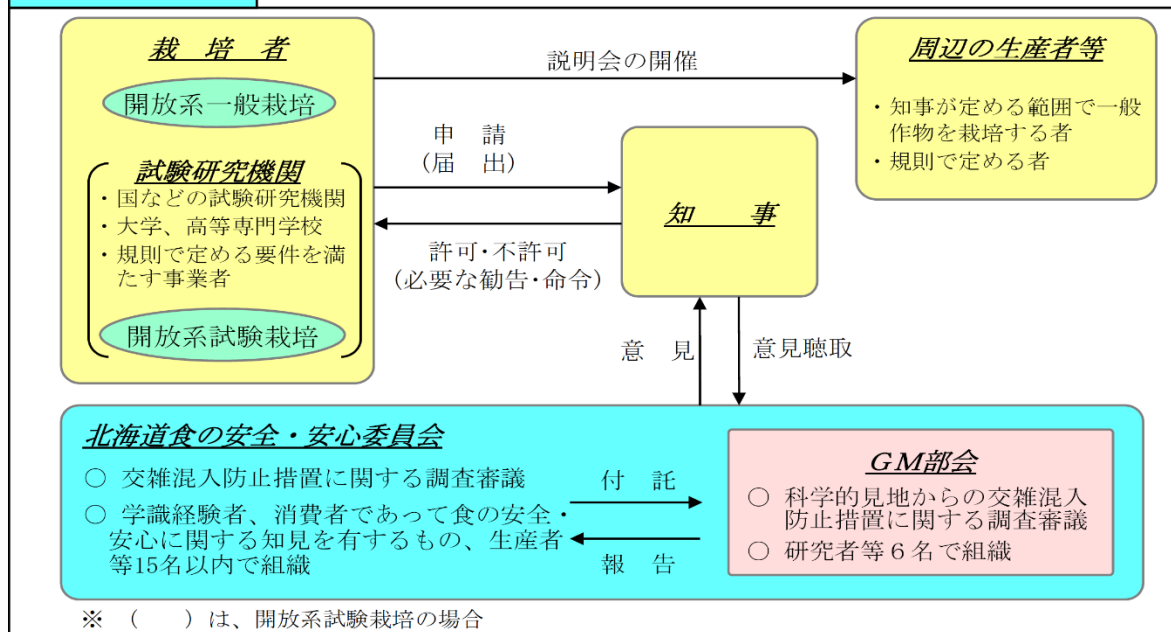
- ・ GM条例では、一般栽培の場合は許可制、試験研究機関が行う試験栽培の場合は届出制としていますが、令和6年（2024年）3月末まで、許可申請及び届出は行われていません。（食品政策課）

■ 今後の課題

- ・ 令和元年度に実施したGM条例の点検検証時に、遺伝子組換え作物に対する道民の関心の高さを確認していることから、引き続き条例を適切に施行していく必要があります。（食品政策課）
- ・ 令和4年度の条例改正にあたり、北海道食の安全・安心委員会から、「引き続き、GM条例の一部改正について、道民に対しての丁寧な説明を行うこと」、「遺伝子組換え作物等に関して、対象の世代、職種、地域などにも配慮しながら、正確かつ適切な情報の提供及びリスクコミュニケーションに取り組むこと」、「遺伝子組換え作物等をめぐる情勢の変化等を踏まえ、条例や関係する規則などについて、随時、必要な対応を行うこと」等の意見があったことから、引き続き、これらの課題に対応していく必要があります。（食品政策課）

GM条例の概要

制度の仕組み



栽培者等の遵守事項

- ① 管理責任者の設置
- ② 交雑混入防止措置の適正維持
- ③ 遺伝子組換え作物の処理、収穫物の出荷等に関する記録及びその保管
- ④ モニタリング措置の実施及びその結果の知事への報告
- ⑤ 交雑又は混入が生じ、又は生じるおそれがある場合の措置、知事への報告 など

交雑防止措置基準の概要

遺伝子組換え作物	隔離すべき距離	左の条件
イネ	300m以上	
	52m以上	① 300mの範囲内の一般イネとの出穂期の差を2週間以上確保するよう植付け ② 出穂期の差が2週間以上とならないときは、花粉の生成、飛散防止措置を執る
ダイズ	20m以上	
トウモロコシ	1,200m以上	
ナタネ	1,200m以上	防虫網の設置その他の昆虫による花粉の飛散を防止する措置を執る
テンサイ	2,000m以上	

(3) 家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止

■ 現 状

口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、アフリカ豚熱等の海外悪性伝染病は、近隣諸国をはじめとした世界各地で発生が継続して確認されており、日本国内に不正に持ち込まれた海外旅客の手荷物中の肉や肉製品等からもアフリカ豚熱など家畜伝染病の病原体が検出される事例が確認されているほか、平成30年(2018年)9月、国内では26年ぶりに岐阜県において確認された豚熱についても、海外から病原体が持ち込まれた可能性が高いと指摘されています。新型コロナウイルス感染症に関する入国規制の緩和(2022年10月)以降、我が国への入国者が増加していることから、これらの病原体の国内への侵入について、引き続き予断を許さない状況です。

また、高病原性鳥インフルエンザは、令和2年(2020年)から3年(2021年)にかけて国内で発生が相次ぎ、さらに、令和3年(2021年)から令和4年にかけても、全国的な発生が確認されるとともに、死亡野鳥における本病ウイルスの確認事例が増加し、特に、道内では、農場に近い存在であるカラスでの陽性事例が相次ぎ、家きんでも52万羽規模の大規模養鶏場やエミュー飼養農場を含む4事例で発生が確認されたところです。令和4年(2022年)から令和5年(2023年)にかけては、10月～11月に道内で2事例の発生が確認されるとともに、過去にないペースで全国的な発生が相次ぎ、翌年3月～4月にも、道内で3事例の発生が確認されました。

道では発生を未然に防止するとの観点から、家畜保健衛生所が家畜伝染病予防法に基づく立入検査を実施し、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認と指導を行い、伝染性疾患の発生とまん延防止に努めています。

BSEについては、平成13年9月に国内で初めて発生が確認されましたが、飼料規制と特定危険部位の除去を中心とするBSE対策への取組により、平成25年5月に国際獣疫事務局(OIE)総会で、過去11年以内に自国内で生まれた牛において新たな感染が見られないことから、「リスクを無視できる国」(BSE清浄国)の認定を受けました。道では、牛の肉骨粉を原料とする飼料の使用を禁止する飼料規制を国と連携して進めるとともに、死亡牛の検査をすることでBSE対策の有効性を確認しています。また、と畜場におけるスクリーニングや特定部位の除去により、食用牛肉の安全性を確保しています。

安全・安心な畜産物を提供するためには、健康な家畜の生産が前提であり、家畜伝染病の検査・監視を適切に行う必要があります。

また、家畜の伝染病の発生やまん延を予防するためには、飼養衛生管理基準を遵守することが基本であり、飼養農家が確実に実行するよう取り組む必要があります。

■ 令和5年度(2023年度)に講じた施策

家畜防疫体制の整備

- ・家畜伝染病予防法に基づき牛、豚、馬、鶏及び蜜蜂等の検査を実施しました。特に、牛のヨーネ病については、家畜伝染病予防法に基づく定期検査により感染牛の早期発見・早期摘発に努めるとともに、発生農場の同居牛検査やハイリスク牛の自主的とう汰の促進等に取り組み、家畜伝染病の早期発見・早期摘発によるまん延防止に取り組みました。(畜産振興課)
- ・輸移入家畜の着地検査や、原因不明疾病の病性鑑定等を実施し、各種伝染病の発生予防とまん延防止に努め、各種伝染病の発生予防とまん延防止に取り組みました。(畜産振興課)

感染症の発生動向の把握

- ・「特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、CSF（豚熱）、ASF（アフリカ豚熱）、高病原鳥インフルエンザ等のモニタリングを行うとともに、家畜の伝染病に関する情報を収集し、関係者へ周知し注意喚起を図り、早期発見とまん延防止に努め、関係者への注意喚起及び家畜伝染病の早期発見とまん延防止に取り組みました。（畜産振興課）

BSEの牛への感染防止と感染実態の把握

- ・肉骨粉等の動物性たんぱく質の牛への誤用・流用を防止するため、農場で使用されている流通飼料を検査するなど、飼料販売業者・牛飼養農家に対する立入検査を実施しました。（畜産振興課）
- ・と畜場に搬入された24か月齢以上の牛（と畜検査員が必要と認めた場合に限る。）に対するBSE検査の実施体制を維持しました。なお、令和5（2023）年度は検査を行った牛は、いませんでした。（食品衛生課）
- ・道ホームページのBSEに関する情報を更新するなどして、情報を充実しました。（畜産振興課）

生産段階での衛生管理強化の指導

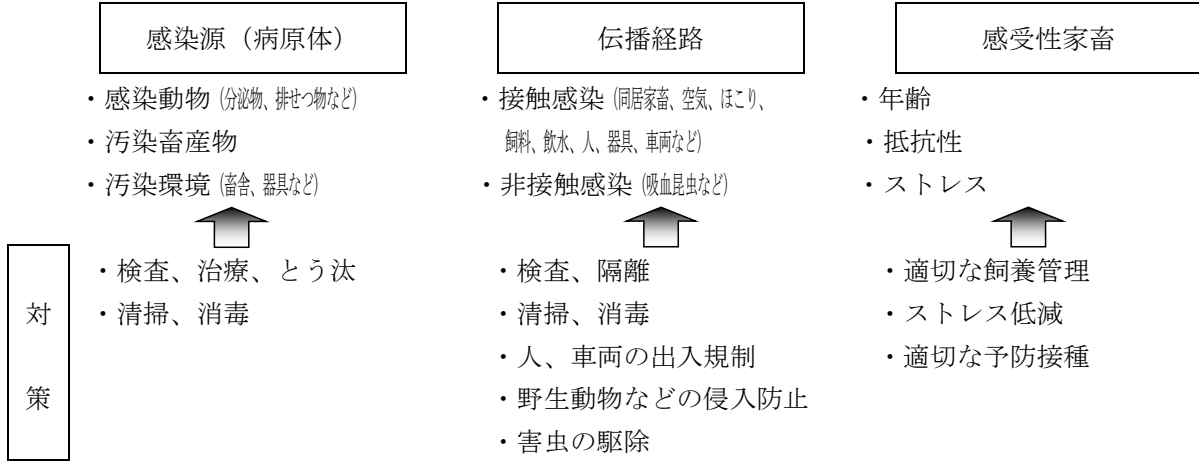
- ・家畜伝染病予防法で規定する「飼養衛生管理基準」の遵守について、家畜の飼養農場への指導を行いました。（畜産振興課）

■ 今後の課題

- ・安全・安心な畜産物を提供するためには、健康な家畜の生産が前提であり、適正な飼料給与の徹底や家畜伝染病の検査・監視の適切な実施、モニタリングや家畜伝染病に関する情報収集などによる発生予防、家畜伝染病を早期に発見する体制の整備や、まん延防止に努めるとともに、飼養農家への衛生管理の重要性の指導や啓発を行い、飼養農家が飼養衛生管理基準を確実に実行するよう、引き続き取り組むことが必要です。（畜産振興課、食品衛生課）

家畜の伝染病予防のポイント

病原体と家畜の間で感染が成り立つには、①病原体が存在する感染源があること、②家畜までの伝播経路があること、③病原体を受け入れる家畜（感受性家畜）がいること、の3つの条件が必要で、予防に当たっては、項目ごとに対策を徹底することが重要です。



3 水産物の安全及び安心の確保

(1) 生鮮水産物の鮮度の保持

■ 現 状

生鮮水産物は鮮度の低下が早く、消費者は水産物に対し、安全性に加えて鮮度が優れているなど、通常より一段高い品質の商品を求める傾向にあります。

消費者に良質な水産物を提供していく上で、漁獲の段階から鮮度保持を図ることが重要です。

■ 令和5年度（2023年度）に講じた施策

鮮度保持技術の普及・定着

- ・ 鮮度保持技術を取りまとめた「鮮度保持マニュアル」を道のホームページに掲載し、鮮度保持技術を普及しました。（成長産業課）

鮮度保持に向けた取組

- ・ 道総研などの研究機関において鮮度保持技術の開発研究を行い、開発技術をもとにマニュアルの整備やブランド化などの取組が行われました。（成長産業課）
- ・ 衛生管理対策のため、国の補助事業を活用し、屋根付き岸壁を整備しました。（漁港漁場課）
- ・ 道産水産物魚食普及推進事業等により、生産者団体等が行うPR等の取組を支援し、水産物の知名度向上や消費拡大に寄与しました。（成長産業課）

■ 今後の課題

- ・ 消費者が求める良質で鮮度の良い水産物を生産・提供するため、引き続き、生鮮水産物の鮮度保持の取組を進めていくことが必要です。（成長産業課）

(2) 貝類の安全確保

■ 現 状

ホタテガイ等の二枚貝は、毒素を持ったプランクトンを餌として摂取し、体内（主として中腸線）に蓄積することにより毒化する場合があります。

貝類の安全確保のため、貝毒の原因となるプランクトンの発生状況を調査し、その情報を関係団体へ迅速に提供するほか、二枚貝の生産に当たっては貝毒の検査を行い、基準を上回る場合には出荷規制を行うなど、生産・処理加工段階における検査体制を整備しています。

■ 令和5年度（2023年度）に講じた施策

貝毒検査の実施

- ・二枚貝の食品としての安全性を確保するため定期的に貝毒検査を実施し、規制値を超過した二枚貝の出荷を停止しました。（成長産業課）

出荷体制に対する指導の徹底

- ・貝毒発生期に中腸腺など毒蓄積部位を適切に除去することにより、ホタテガイの出荷が認められた認定工場に対する巡回指導を実施し、貝毒発生期のホタテガイ製品の安全流通を確保しました。（成長産業課）

貝毒プランクトン調査の実施

- ・二枚貝の食品としての安全性を確保するため、定期的に貝毒検査を実施したほか、安全及び安定的な生産を確保するため、二枚貝の毒化の原因となるプランクトンの発生状況を監視し、生産者等に情報提供するとともに、貝毒の発生を予測することで、二枚貝の安全流通に努めました。（成長産業課）

■ 今後の課題

- ・二枚貝の貝毒に係る安全確保のためには、その原因となるプランクトンの発生状況を定期的に把握することや、貝毒の有無について定期的に検査することが必要です。（成長産業課）

4 生産資材の適正な使用等

(1) 農薬の適正な使用等

■ 現 状

農薬は、農薬取締法により無登録農薬の製造・輸入・使用が禁止されるとともに、登録を受けた農薬についても使用基準を遵守することが義務付けられています。さらに、平成 18 年 5 月からは食品衛生法に基づくポジティブリスト制度が導入され、平成 30 年 6 月には農薬取締法の改正により農薬の安全性の一層の向上が図られており、道では農業者等に対して制度周知に努め、農薬の適正使用を指導しています。

安全・安心な農産物等を消費者に提供するとともに、農薬による人畜や周辺環境に対する悪影響を防止するため、法令の遵守を徹底し、農薬の適正な使用及び保管、自主検査の実施、流通段階の農産物等の残留検査などの安全対策を推進していくことが必要です。

また、生産量が少ない地域特産農作物である、いわゆるマイナー作物については、登録農薬が少ないことから、病虫害等を適切に防除できず、安定供給に支障を来すことが懸念されるため、生産者等の要望を踏まえ、登録農薬を拡大していくことが必要です。

□ 農薬の適正使用に関する指導

- 1 ラベル表示を確認し、ラベルに記載された使用方法の遵守
- 2 暑くなる日中を避け朝夕の涼しい時間帯に、風向きに注意し散布
- 3 散布機械・器具の適正な使用
- 4 前回使用した薬液が残らないよう防除器具を十分に洗浄
- 5 無人航空機による安全かつ適正な防除 など

資料：北海道農政部

■ 令和 5 年度（2023 年度）に講じた施策

農薬の適正使用の推進

- ・北海道農薬指導士認定研修会を開催し、農薬指導士の認定に取り組み、令和 5（2023）年度で 2,161 名となりました。（技術普及課）
- ・毎年度、農薬指導士を擁する北海道農薬安全使用推進協議会の構成団体が、農業者の研修会や啓発等を実施しており、農薬の適正かつ安全な使用に向けた農業者の指導や助言等の取組が着実に実施されています。（技術普及課）
- ・令和元（2019）～2（2020）年度に農薬販売事業者等の立入検査実施件数が目標を大きく下回ったことから、令和 3（2021）年度から、各総合振興局・振興局において検査実施件数の目標を設定して取り組んでおり、令和 5（2023）年度の目標達成率は 9 割となりました。（技術普及課）

マイナー作物の安定供給に必要な農薬登録の推進

- ・毎年度、マイナー作物農薬登録の要望調査などを通じ、マイナー作物に必要な農薬の登録を推進するとともに、マイナー作物に係る農薬の登録に向けた試験を計画的に実施しました。（技

術普及課)

■ 今後の課題

- ・農薬使用者は、農薬取締法に基づき、農薬使用基準を遵守するとともに、残留農薬等のポジティブリスト制度に対応した農薬の適正かつ安全な使用が求められており、農薬使用者や販売業者等への指導等を行っていく必要があります。また、適用のある農薬が少ないマイナー作物や新たな作物については、安定供給を図るため農薬登録を拡大することが必要です。（技術普及課）

(2) 動物用医薬品の適正な使用等

■ 現 状

動物用医薬品は、畜産物等の生産において疾病の予防や治療のために使用されるため不適正に使用された場合には、動物用医薬品の畜産物等への残留や薬剤耐性菌の出現など、食品の安全性に影響を及ぼすおそれがあります。

安全・安心な畜産物等を消費者に提供するため、動物用医薬品の販売から使用までの各段階における適正な使用及び保管などの安全対策を進める必要があります。

■ 令和5年度（2023年度）に講じた施策

動物用医薬品の適正販売の推進

- ・動物用医薬品販売業者に対し、店舗や営業所の立入検査を実施し、動物用医薬品の適正な保管や販売について、監視指導を行いました。（畜産振興課）

動物用医薬品の適正使用の推進

- ・動物用医薬品の適正使用に関する講習会を開催し、講習会参加者に動物用医薬品の適正使用を指導しました。（畜産振興課）
- ・畜産関係団体と連携し、生産農場の生産者に動物用医薬品の適正な使用を指導しました。（畜産振興課）
- ・飼育動物診療施設の立入検査を実施し、家畜防疫業務の増加等の影響で必要最低限の検査とし、獣医師に対して動物用医薬品の適正な管理と生産者への使用指示状況について、監視指導を行いました。（畜産振興課）

■ 今後の課題

- ・安全・安心な畜産物等を消費者に提供するため、引き続き、動物用医薬品販売業者や獣医師に対する監視指導や生産者への適正な使用の指導により、動物用医薬品の販売から使用までの各段階における安全対策を進める必要があります。（畜産振興課）

(3) 飼料及び飼料添加物の適正な使用と良質な飼料の確保

■ 現 状

安全な畜産物等を生産するため、飼料は「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」（以下「飼料安全法」という。）により、製造、輸入、販売、使用の各段階において各種の規制が行われています。

飼料安全法の適切な運用を図るため、国、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、道が連携しながら、飼料の製造、輸入、販売、使用の各段階における検査・指導を効果的かつ効率的に実施することが必要です。

特に、BSEの発生を防止するため、飼料への使用が認められていない動物由来たん白質の適切な分別、混入防止対策や、豚熱等の家畜伝染病の細菌・ウイルス対策として、加熱処理等が必要な食品残さとそれ以外の分別、加熱処理が必要な食品残さについては、適正な加熱処理を行う等の取組の確実な実施が必要です。

また、輸入飼料に依存することなく、道内の恵まれた草地資源などから生産される良質な自給飼料の利用を基本とした安全・安心な畜産物の生産に努めることが重要です。

□ 飼料安全法の主な規制内容

- 1 飼料や飼料添加物の輸入・製造・販売業者の届出義務
- 2 配合飼料、混合飼料、飼料添加物等の表示義務
- 3 飼料等の輸入・製造・販売業者の帳簿記載及び保存の義務
- 4 飼料使用者の帳簿記載及び保存の励行

□ 安全で良質な飼料の確保対策

- 1 飼料製造業者、販売業者等への立入検査の実施
- 2 牛用飼料への肉骨粉混入監視調査の実施
- 3 関係機関と連携した飼料自給率向上に関する情報共有
- 4 草地の植生改善に向けた取組の推進
- 5 飼料生産基盤の計画的な整備の推進

資料：北海道農政部

■ 令和5年度（2023年度）に講じた施策

飼料の安全性の確保

- ・飼料業者や畜産農家への立入検査を実施し、畜産物の安全性に影響を及ぼすような事案がないことを確認しました。（畜産振興課）
- ・飼料業者や畜産農家への飼料立入検査とあわせて牛用飼料への肉骨粉混入監視調査や有害物質検査等を実施し、不適切な利用や管理がされているような事案がないことを確認しました。（畜産振興課）

自給飼料の増産

- ・北海道自給飼料改善協議会による自給飼料生産優良事例発表会や自給飼料増産などに向けたセミナー、振興局・農業改良普及センターと連携した現地研修会を開催し、生産者等へ優良事例や、ICTを活用した雑草検出・ピンポイント除草等を紹介し、生産者等への情報提供や理解

促進を図りました。（畜産振興課）

- ・道と道内関係機関で構成する北海道飼料自給率向上戦略会議等での情報共有により、耕畜連携等、飼料自給率向上の取組についての検討や植生改善の取組に係る情報提供を行いました。（畜産振興課）
- ・本道の恵まれた土地基盤に立脚した飼料の生産体制の確立を後押しするため、自給飼料の生産拡大やスマート農業技術の活用による生産の効率化・高品質化などに取り組む酪農家を支援しました。（畜産振興課）
- ・国事業を活用し、飼料作物作付や施設・機械整備を支援しました。また、優良品種の推進や飼料需要を取りまとめ、マッチング活動を実施しました。（畜産振興課）
- ・畜産クラスター事業等を活用して施設や機械の整備を支援することで、コントラクターやTMRセンターの設立支援を行うとともに、公共牧場整備事業（公共）を活用して、公共牧場の整備を支援しました。（畜産振興課）

飼料生産基盤の整備

- ・草地畜産基盤整備事業により、起伏修正や排水改良などの飼料生産基盤の整備を実施しました。（農地整備課）
- ・植生改善の取組事例を調査し、各地域の生産者へ情報提供しました。また、各地域の実情にあわせて農業改良普及センター等が、関係機関と連携して植生改善のための支援を実施しました。（畜産振興課）

■ 今後の課題

- ・飼料安全法を遵守し、飼料の安全性を確保するためには、引き続き、国等と連携しながら、飼料の製造、輸入、販売、使用の各段階における検査及び指導を実施することが必要です。（畜産振興課）
- ・引き続き、道内の恵まれた草地資源などから生産される良質な自給飼料の利用を基本とした畜産物等の生産を推進することが必要です。（畜産振興課）

5 生産に係る環境の保全

(1) 農用地の土壌汚染の防止

■ 現 状

有機性廃棄物を堆肥などにリサイクルする取組が進められ、家畜排せつ物や食品・水産加工場から排出される野菜残さや魚かす等を原料とした特殊肥料の生産が行われています。

この特殊肥料については、有害成分（ひ素、カドミウム、水銀等）の含有量に係る規制がなく、肥料中に有害成分が一定以上含まれる場合には、食の安全や農業生産はもとより土壌環境に影響を与えることから、北海道独自の取組として、特殊肥料生産業者届け出の際、有害成分の分析結果の提出を指導し、肥料の安全性の確保を図っています。

また、下水汚泥肥料は、一般的に肥料成分のバラツキが大きいことから、更なる下水汚泥資源の活用拡大に向け、徹底した品質管理のもとで肥料成分である「りん酸」を保証可能な新たな公定規格として「菌体りん酸肥料」が創設されました。

■ 令和5年度（2023年度）に講じた施策

肥料の適正使用の推進

- ・特殊肥料生産業者の知事への届出に際し、有害物質の分析結果を添付するよう指導・徹底しました。（食品政策課）
- ・肥料の生産業者に対し、立入検査及び指導を実施しました。（食品政策課）
- ・再生有機質資材を肥料又は土壌改良資材として農用地に適切な使用を図り、作物の生育への影響を防止するため、土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準に関して肥料の関係部局と連携を密にしました。（循環型社会推進課）
- ・下水汚泥施用土壌のモニタリング調査を実施しました。（都市環境課）
- ・堆肥等の有機物の施用などによる土づくりを基本とするクリーン農業の普及や、良質な堆肥の生産と適切な施肥を評価するGAPの実践指導などを通じて、有機質資材の適切な利用を推進しました。（食品政策課）

■ 今後の課題

- ・特殊肥料生産業者の届出の際の有害成分の分析結果の添付は、特殊肥料生産業者の届け出の際の肥料の品質の確保のために必要な指導であり、継続して取り組む必要があります。（食品政策課）
- ・国は「我が国における国際水準GAPの推進方策」を策定し、「令和12年までにほぼ全ての産地で国際水準GAPが実施されるよう、現場での効果的な指導方法の確立や産地単位での導入を推進」することとしており、道としても道内の全ての生産現場における国際水準GAPの実践に向けた取組が必要です。（食品政策課）

(2) 水域環境の保全

■ 現 状

河川、湖沼、海は、水産資源の生育の場であり、道産食品の生産を支える場でもあることから、その水域環境を保全していくことが重要です。道内の公共用水域（河川、湖沼、海域）の水質は全般的に良好に保たれていますが、一部の湖沼など閉鎖性水域においては、流入した汚濁物質が蓄積しやすく、水質の汚濁が進みやすい上に、いったん水質が汚濁するとその改善が容易ではないという性格を有しているため、環境基準が未達成の状況にあります。

農林水産物の生産を支える場や資源である河川、湖沼、海などについて、将来にわたり良好な水環境を保全するため、地域や流域の関係者が連携し、流域を核とした健全な水循環の確保に向けて取り組むことが重要です。

■ 令和5年度（2023年度）に講じた施策

公共用水域の常時監視、汚濁発生源対策

- ・水質汚濁防止法に基づき、環境基準の類型指定水域や水質監視の必要性が高い水域を対象に、常時監視を実施し、「公共用水域の水質測定結果」として公表しました。（循環型社会推進課）
- ・環境基準の達成や良好な水質の維持のため、水質汚濁防止法に基づき、工場・事業場に対し立入検査等を実施し、排水基準を守っていない事業者に対して、必要な指導を行いました。（循環型社会推進課）
- ・「家畜排せつ物管理適正化指導チーム」により畜産経営における家畜排せつ物の管理について巡回調査・指導を行い、家畜排せつ物の適正管理の徹底と利活用を促進しました。（畜産振興課）

水域の環境保全対策

- ・国の森林環境保全整備事業等を活用し、市町村や森林組合等が行う森林整備に対し支援しました。市町村、森林組合等による森林整備が着実に進みました。（森林整備課）
- ・水系へ環境負荷低減に資するほ場の緩傾斜化や生態系に配慮した排水路などの整備を実施しました。（農地整備課）
- ・漁業者等が行う藻場・干潟の機能を保全するための活動に対して支援しました。（成長産業課）

■ 今後の課題

- ・引き続き法令に基づく監視を実施し、結果を公表する必要があります。（循環型社会推進課）
- ・家畜排せつ物の適正管理を徹底するため、引き続き巡回調査を継続する必要があります。（畜産振興課）
- ・森林の持つ多面的機能を維持・確保するため、計画的な森林整備を支援する必要があります。（森林整備課）
- ・引き続き藻場・干潟の機能の維持、回復を図る必要があります。（成長産業課）

(3) 地下水の汚染の防止

■ 現 状

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（以下「硝酸性窒素等」という。）による地下水汚染は、農用地への過剰な施肥や生活排水の不適切な処理などが原因と考えられています。

硝酸性窒素等による地下水汚染が農村地帯において広範に顕在化しており、道内の農村には飲料水を地下水に依存している地域もあることから、道民の健康を守るとともに農村の環境保全を図るため、地下水質の改善を図る必要があります。

■ 令和5年度（2023年度）に講じた施策

地下水の常時監視の実施

- ・地下水の汚染を早期に発見するとともに、汚染範囲や経年変化等を把握するため、水質汚濁防止法に基づき、地下水の常時監視を実施し、「地下水の水質測定結果」として公表しました。（循環型社会推進課）
- ・汚染が確認された飲用井戸利用者に対して、関係市町村の協力を得ながら、水道水への切り替え等の飲用指導を実施しました。（環境政策課）

肥料減量化技術の確立・普及と家畜排せつ物の適正管理

- ・「北海道施肥ガイド2020」を活用し、適正な施肥を普及・指導しました。（食品政策課）
- ・「家畜排せつ物管理適正化指導チーム」により畜産経営における家畜排せつ物の管理について巡回調査・指導を行い、家畜排せつ物の適正管理の徹底と利活用を促進しました。（畜産振興課）

■ 今後の課題

- ・家畜排せつ物の適正管理を徹底するため、引き続き巡回調査を継続する必要があります。（畜産振興課）
- ・国は、令和3（2021）年に食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するみどりの食料システム戦略を策定し、2050年までに持続可能な食料システムの構築を目指して環境負荷軽減の取組を推進しており、道としても国の戦略を踏まえ、本道農業が持続的に発展し、我が国最大の食料供給地域として食料自給率の向上に寄与し、国民の食を支える役割を果たしていけるよう、引き続き、クリーン農業の取組を広めていくことが必要です。（食品政策課）